

学校法人会計基準の処理標準(幼稚園等を設置する学校法人に係る補足事項)

I. 学校法人会計基準の処理標準

1. 「未就園児クラス」に関する会計処理

- (1) 学校法人が子育て支援として設置運営する「未就園児クラス」については、当該学校法人が行う教育研究事業と密接な関連性を有することから附帯事業(付随事業)とする。
- (2) 特定の未就園児を対象に実施されることから、利用者からは運営に要する経費相当分を徴収し、幼稚園と経費の混同がないよう、会計処理にあたっては、学校法人部門を設置し、幼稚園会計と混同しないよう明確に区分するなど、適正に会計処理を行うものとする。
- (3) 収入の計上方法
 - ア 「未就園児クラス」に係る保育料等は、資金収支計算書においては付随事業・収益事業収入に、事業活動収支計算書においては教育活動収支の付随事業収入に計上し、学生生徒等納付金には計上しないこと。
 - イ バス、給食等を実施する園は、必ず幼稚園と区分して計上すること。
- (4) 支出の計上方法
 - ア すべての支出について、形態分類により計上すること。
 - イ 「未就園児クラス」で保育を担当する人件費は、職員人件費として計上するものとし、本務職員、兼務職員の区分は、次のとおりとする。
 - (ア) 本務職員は、就業規則に基づき学校法人の正規の職員として任用されている者とし、かつ専任の職員として発令され、当該学校法人から主たる給与の支給を受けるとともに、常時勤務している者とする。
 - (イ) 兼務職員は、上記ア以外の職員(パート職員等含む。)とする。
 - ウ 人件費以外の支出については、管理経費支出として計上するものとし、個別計上が困難な経費については、按分により計上すること。(例:光熱水費、消耗品費、バス、給食等)
- (5) その他の留意事項
 - ア 収入及び支出の計上にあたっては、総額表示とすること。
 - イ 「未就園児クラス」と他部門との共通収支が発生した場合は、部門ごとに按分計上すること。

2. 「認可保育所及び認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む) (以下、総称して「保育所」という。)」に関する会計処理

- (1) 学校法人が設置する保育所については、当該学校法人が行う教育研究事業と密接な関連性を有することから附帯事業(付随事業)とする。
- (2) 保育所に係る会計処理にあたっては、学校運営に係る資金、経費等と混同しないよう区分を明確にすることとする。
- (3) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書に係る留意事項
 - ア 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表に部門を設けることとする。
 - イ 記載する金額は総額表示とするものとする。
 - ウ 保育所に係る収支は、教育研究に関する科目として計上せず、人件費以外の経費は、管理経費として計上するものとする。

- エ 保育所の部門と他部門との共通収支が発生した場合は、按分計上するものとする。
- オ 保育所で保育を担当する者の人件費は、職員人件費として計上するものとする。
- カ 保育所に係る固定資産は、基本金の組入対象とする。

Ⅱ. 記載科目

1. 資金収支計算書記載科目(追加)

(1)記載科目 別紙1-1

2. 事業活動収支計算書記載科目(追加)

(1)記載科目 別紙2-1

資金収支計算書記載科目(追加)

収入の部

大科目	小科目	備考
学生生徒等納付金収入 ※	基本保育料収入 特定保育料収入 施設等利用給付費収入	在学条件として所定の額を義務的に、また一律に納付すべきものをいう。 新制度未移行の幼稚園において、事業者により法定代理受領をした場合の収入をいう。
手数料収入 ※	入学受入準備費収入	
補助金収入 ※	地方公共団体補助金収入 ※ 府〇〇補助金収入 就園奨励費補助金収入 施設型給付費収入 市町村〇〇補助金収入	補助金ごとに科目をもうけ表示すること。 (原則として、交付決定通知書による) 大科目は「補助金収入」として取り扱うことを基本とする。ただし、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱う場合でも、小科目は「施設型給付費収入」とすること。
付随事業・収益事業収入 ※	補助活動収入 ※ 預かり保育事業施設等利用給付費収入 保育所収入 〇〇事業施設等利用給付費収入	食堂売店収入、スクールバス費収入、給食費収入、預かり保育費収入、用品代収入等と具体的な科目名をもうけ表示すること。 預かり保育事業に係る施設等利用費を事業者により法定代理受領をした場合の収入をいう。 保育所収入、企業主導型保育事業収入、〇〇事業収入等と具体的な科目名を設け表示すること。 認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)に係る施設等利用費を事業者により法定代理受領した場合の収入をいう。
雑収入 ※	共同研究費等収入 児童育成協会助成金収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。 児童育成協会から交付される助成金をいう。

支出の部

大科目	小科目	備考
教育研究経費支出 ※	行事費支出	<p>教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。運動会、発表会等日常の教育活動の一環として行われる諸行事に係る費用をいう。</p> <p>多額の場合には内訳を形態分類により区分すること。</p>
管理経費支出 ※	補助活動支出	<p>役員が行う業務執行、総務経理など、法人業務に要する経費、生徒募集のための費用及び教職員の福利厚生のための費用は、管理経費とする。</p> <p>食堂売店支出、スクールバス費支出、給食費支出、預かり保育費支出、用品代支出等と具体的科目名をもうけ表示すること。</p>

事業活動収支計算書記載科目(追加)

教育活動収支 事業活動収入の部

大科目	小科目	備考
学生生徒等納付金 ※	基本保育料 特定保育料 施設等利用給付費	在学条件として義務的に、また一律に納付すべきものをいう。 新制度未移行の幼稚園において、事業者により法定代理受領をした場合の収入をいう。
手数料 ※	入学受入準備費	
経常費等補助金 ※	地方公共団体補助金 ※ 府〇〇補助金 就園奨励費補助金 施設型給付費 市町村〇〇補助金	施設設備補助金以外の補助金をいう。 補助金ごとに科目をもうけ表示すること。 (原則として、交付決定通知書による) 大科目は「経常費等補助金」として取り扱うことを基本とする。ただし、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱う場合でも、小科目は「施設型給付費」とすること。
付随事業収入 ※	補助活動収入 ※ 預かり保育事業施設等利用給付費収入 保育所収入 〇〇事業施設等利用給付費収入	食堂売店収入、スクールバス費収入、給食費収入、預かり保育費収入、用品代収入等と具体的な科目名をもうけ表示すること。 預かり保育事業に係る施設等利用費を事業者により法定代理受領をした場合の収入をいう。 保育所収入、企業主導型保育事業収入、〇〇事業収入等と具体的な科目名を設け表示すること。 認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)に係る施設等利用費を事業者により法定代理受領した場合の収入をいう。
雑収入 ※	共同研究費等収入 児童育成協会助成金収入	施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。 児童育成協会から交付される助成金をいう。

教育活動収支 事業活動支出の部

大科目	小科目	備考
教育研究経費 ※	行事費	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。
管理経費 ※	補助活動支出	食堂売店支出、スクールバス費支出、給食費支出、預かり保育費支出、用品代支出等と具体的科目名をもうけ表示すること。